

第22期第1回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月6日(火) 14時55分から15時15分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-21 高知共済会館 3階「藤」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、川竹佳子、
中澤芳江(計14名)
- 欠席委員 益本俊郎
- 署名委員 澳本健也、浦尻和伸
- 県出席者 水産振興部 杉村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
水産政策課 谷主幹
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査、加藤主事

4 審議事項

第1号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について

5 議事内容

(織田事務局長) それでは、ただ今より第1回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、4月1日付けの県の人事異動の発表についてご報告いたします。事務局職員の中村チーフが人事課チーフに、飯田主幹が水産試験場主任研究員にそれぞれ異動となっております。後任につきましては、総務部管財課から近澤チーフが、土佐清水漁業指導所から渡邊主査がそれぞれ着任し、高橋主査が主幹に昇任しております。それでは本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は14名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会長、お願いいたします。

(前田会長) 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長さんから、あいさつをお願いします。

(杉村部長) 第期の今日は第1回ということで一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員の皆様方には、これから4年間お世話になるんですけれども、適切なご意見、ご答申を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、今回、皆様にご審議をお願いいたしますのは、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」でございます。詳細につきましては、後ほど事務局から説明をさせていただきます。組織委員会に引き続いての開催ということになりますが、充分なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、益本委員です。

議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本委員、浦尻委員にお願いします。

(前田会長)

それでは議題に入ります。

第1号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(井上次長)

それでは、第1号議案について事務局から説明をさせていただきます。失礼ですが座って説明させていただきます。

3月22日に開催されました、第21期第39回海区委員会において、浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、高知海区漁業調整委員会指示発動のご決定をいただきました。本議案は、この指示に基づき1件の申請書が提出されましたので、承認について審査するものです。

議案の説明の前に、今回、新任の委員さんもいらっしゃいますので委員会指示について簡単に説明いたします。資料の18ページをご覧ください。

委員会指示につきましては、漁業法第120条第1項に規定されており、水産動植物の保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の利用に関する紛争の防止解決を図りその他、漁業調整に必要がある時は、海区委員会が水産動植物の採捕の制限又は禁止、漁業者の数などの制限、その他必要な指示をすることができるとされております。委員会指示の趣旨ですが、漁業を規制する法令としては漁業法や県の調整規則等がありますが、こういった法令は固定的な制限または禁止であるため、それをすぐに変更することが難しいことから、当面の措置として指示を発動することにより、速やかに問題の解決を図るものです。

次に今回承認の申請がありました、浦ノ内湾におけるあさりの採捕

に係る委員会指示についてです。浦ノ内湾のあさりの漁獲量は昭和50年代の2,800トン程度から平成10年頃には最盛期の1割程度にまで落ち込みました。このため県があさり資源の回復を目指し、平成24年に海底耕うんを実施し、同年4月から1年間、耕うんを実施した天竺州周辺を保護区域としてあさりの採捕を禁止する委員会指示を発動、さらに翌年からは土佐市宇佐地区の漁業者らで組織する宇佐地区協議会が活動を実施している区域の一部についても新たに禁止区域に追加しました。この指示については平成24年4月以降、指示期間1年間で毎年更新しております。また、この委員会指示では委員会の承認を受けた者には採捕を認めることとしており、現在、宇佐地区協議会のみがこの承認を受けています。

それでは議案の説明に戻りまして、資料1の6ページと7ページが3月22日に決定した委員会指示で、8ページ目が委員会指示の区域図です。先ほども説明しましたとおり、浦ノ内のあさりについては、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止しておりますが、この委員会指示では、委員会の承認を受けた者に関しては採捕を認めることとしております。資料9ページ、事務取扱要領をご覧ください。委員会の承認を受けることができる者とは、1「承認の対象」に書いておりますとおり、(1) あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画に位置付けられていること。(2) (1)に準ずると認められる取組で、委員会が特に必要と認めた場合としております。

浦ノ内のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止していたことを踏まえ、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大などの複数の観点から委員会でも審議、承認の可否について決定していただくこととしております。

承認の審査についてですが、承認の申請に係る書類としては、申請書、誓約書、取り組みの内容が分かる計画書、指示本文にあります採捕に係る標識の届出書、他委員会が必要と認めた書類としております。

資料1ページ目に戻りまして、申請書をご覧ください。申請者は高知県漁業協同組合です。採捕区域は、委員会指示の区域内で、採捕期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、採捕数量は1,800キログラム以内です。添付書類ですが、2ページに標識届書、3ページに誓約書、4ページに採捕計画、5ページに報告書があります。なお、採捕期間の開始が4月1日となっておりますが、承認する採捕期間につい

ては、委員会の承認を得た日以降の日付けとします。

それでは、この承認申請の概要について、水産振興部で遊漁振興を担当している、水産政策課の谷主幹から説明していただきます。

(谷主幹)

水産政策課の谷でございます。よろしくおねがいします。

お手元の資料で「宇佐地区協議会の活動概要について」という資料をご覧ください。浦ノ内湾におけるあさり資源回復の取組について説明させていただきます。

宇佐地区協議会は宇佐地区の漁協、漁業者、地区住民で構成されており、平成 21 年度から国の交付金事業を活用しまして、あさりの再生のために、浦ノ内湾の天皇州を中心に干潟の保全活動を行っております。近年は、被せ網を設置することで魚などからの食害を防ぐことができ、被せ網下ではあさがり順調に成長することが分かったことから、被せ網の設置とその管理、被せ網区域におけるあさりの潮干狩りの復活に向けた取組を中心に活動を進めています。この被せ網ですが、(1)にありますとおり、平成 29 年度に 2 万 150 平米、平成 30 年度に 8 千平米、計 2 万 8 千 150 平米の区域に設置しています。この被せ網についてですが、これまで改良を重ねて参りまして、鉄筋とトリカルネットとよばれるプラスチックネットで周りの基礎を作り、その上に網を設置する形をとっておりまして、網の交換がし易いものとなっております。1 つの網が 5 掛ける 10 メートルの 50 平米となっております。平成 30 年度末で、合計 563 枚の立体被せ網が設置されています。

宇佐地区協議会の活動ですが、まず(1)の部分になりまして、設置した網に付着物がつきますので、その除去であったりとか、波の影響で網がやぶれてしまうので、そのメンテナンスを行っております。

次に(2)の適正な密度管理の実施について説明します。この取組については委員会の承認を受け、平成 30 年度から地元の小学生を対象に潮干狩りを行っているものです。令和元年度には土佐市、いの町、日高村の小学生を対象に潮干狩りを 2 回実施しておりました。令和 2 年度についても、小学生や一般の方を対象にした潮干狩りを行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止となりました。また、間引きしたあさを土佐市で開催されております「宇佐大鍋祭り」に提供する予定でしたが、こちらも同様の理由で中止となりました。よって、1 号議案、5 ページ目にあります令和 2 年度のあさりの採捕実績はゼロとなりました。

資料を戻っていただき、(3)の資源モニタリングの実施についてご説明させていただきます。これにつきましては平成29年度、30年度に設置しました、被せ網の下に生息するあさりの資源量を調べるために宇佐地区協議会が行った調査です。特に委員会指示で採捕承認をいただいております3センチ以上のあさり資源はどうなっているのかといったことを水産試験場等のサポートのもと、宇佐地区協議会が実施しました。調査結果は資料の一番下の表にまとめております。調査の結果、全体の現存量は124トン、うち殻長3センチ以上のあさは108.5トンでありました。今回の調査では西側のエリアが比較的成長が不振でありましたが、東側のエリアについては現存量が増加しているという結果となりました。

続きまして、議案資料の4ページをご覧ください。令和3年度のあさりの採捕計画について説明させていただきます。(1)、(2)の被せ網のメンテナンスとモニタリング調査につきましては、令和2年度と同様に実施していく予定でございます。続きまして(3)被せ網下のあさりの密度管理についてですが、①から③についてはコロナウイルスの感染状況を見ながら実施を判断していくこととしております。①の「大鍋まつり」へのあさりの提供につきまして土佐市に確認しましたところ、令和3年も中止という連絡が入っております。続きまして②の地元の小学生を対象とした潮干狩りににつきましては、地元の小学校9校で10回の実施を予定しております。また③一般の方を対象にした保全活動に関しましては、一般の方に網のメンテナンス、密度管理として潮干狩りを行っていただき、あさを持ち帰っていただくことを計画しております。最後に④、あさりの垂下式養殖への種苗供給につきましては、あさりの身入りを改善し、高品質なあさを供給する技術の実証実験を行うものですが、これは土佐市や宇佐地区協議会とともに、地元の調整などが整いましたら支援していきたいと考えております。

以上の取組により、令和3年度に合計で1,800キロのあさりの採捕を計画しております。

私の方からは以上になります。

(井上チーフ) 今回の申請についてはあさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり。高知県産業振興計画にも位置づけられていることから、承認することとしてよろしいかどうかご審議のほどよろしく申し上げます。

(前田会長) ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(前田会長) 意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採補の承認について」は、原案どおり、承認すること、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) はい。ご異議ないようですので、第1号議案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(前田会長) これをもちまして、第1回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第1回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 澳本 健也 _____

議事録署名委員 浦尻 和伸 _____